

令和6年伊賀市議会9月定例会会議

請 願 文 書 表

令和6年9月3日

1	受 理 番 号	請願第29号
2	受 付 年 月 日	令和6年8月23日
3	請願者の住所 及び氏名	伊賀市猿野1337番地 阿波地域住民自治協議会 会長 橋本 隆 外7名
4	請 願 の 件 名	大山田東グラウンド及び体育館の指定管理の終期延長について
5	請 願 の 要 旨	<p>1、大山田東グラウンド及び体育館（以下併せて「当該施設」という。）は、伊賀市スポーツ施設ストック適正化計画におけるスポーツ施設見直しに関する方針において、今年度中に行われるとされる行政財産廃止後に、民間譲渡される計画であること。</p> <p>2、当該施設は、阿波地域住民自治協議会（以下「私たち」という。）が、スポーツ催行、住民集会や研修・講習、演芸娯楽会、など健康的で文化的な地域活動に、唯一無二の施設としてこれまでから常設に使用していること。</p> <p>3、当該施設は、大規模災害時における拠点避難所として指定されていること、グラウンドは随時のヘリポートとして位置づけて整備されていること、体育館には災害時通信網の端末が付加されていること、市の防災倉庫が併設されていること、などから私たちの安全安心の拠り所となっていること。</p> <p>4、当該施設は、大規模災害時に国道や県道が寸断し、私たちが自ら対応を余儀なくされたときは、地域内唯一の拠点となるとの認識から、拠点避難施設として長年にわたり自主的な参集訓練、避難所運営訓練などを実施していること。</p> <p>5、当該施設は、万が一の時に派遣される市職員と協力して、私たちは避難所設営や運営に参画できると思慮すること。また、行政の支援を受けづらい災害初期の孤立期間にあっては、当該施設を活用して、私たちは自らの身を守る行動が取れると確信していること。</p> <p>6、当該施設を、仮に私たちが譲渡受けしたとしても、通年の維持管理や特に今後に見込まれる大規模修繕を賄う体力（資金負担力）を備えていないこと。</p> <p>7、当該施設を仮に民間団体が取得したとしても、非常時の緊急避難所の設置や運営、また、平時の健康的で文化的な活動拠点としての責務〔義務〕が保証されないこと。</p> <p>8、当該施設には、その立地の歴史的経緯から私たちの活動記録〔明治以降の遺構や遺物〕が付帯しており、仮に民間団体が取得して撤去を求められた場合に、他所への移設や他所での保管展示等には多大の困難を伴うこと。</p> <p>9、これまでから当該施設の指定管理期間の延長を市役所職員や市長にあて継続して切に要望してきたが、終期が近づいた今日に至るまで明確な返答が無いこと。また、市では次年度の指定管理に関する行政判断と共に、予算編成時期を迎えていると思慮すること。</p> <p>10、私たちにとって、当該施設の行政目的がスポーツ振興から防災対策に移行するまでの間は、現行の指定管理を継続受託することが喫緊の課題であること。</p> <p>以上のような理由から、阿波地域住民自治協議会が指定管理を受けている当該施設について、令和7年3月31日を終期とする指定管理を継続延長されるようお願い申し上げます。</p>
6	紹 介 議 員	釜井 敏行、西條エリ子、西田 方計、北森 徹 福岡 正康、上田 宗久
7	付 託 委 員 会	総務常任委員会